いる株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）であるものの株式又は持分を取得及び保有する投資事業であること。

二　投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等の株式の取得価額の割合が百分の五十以上であること。

（事業再編投資）

第一条の四　法第二条第十三項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営資源を高度に利用する方法に係る指導を行う事業（当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（経営力向上設備等の要件）

第八条　法第十三条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

2　［略］

（事業再編投資計画の認定の申請）

第九条　法第十六条第一項の規定により事業再編投資計画に係る認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し

二　当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書

三　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の直近の計算書類

四　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導の知識及び経験を有することを証する書類

五　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　当該投資事業有限責任組合が事業再編投資を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）を必要とする場合　当該許認可等があったことを証する書類

ロ　当該投資事業有限責任組合が事業再編投資を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下この号において同じ。）をしなければならない場合　当該届出をしたことを証する書類

六　当該投資事業有限責任組合の収益の目標を定める書類

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）

第十条　法第十七条第一項の規定により事業再編投資計画の変更に係る認定を受けようとする認定事業再編投資組合は、様式第十二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資の実施状況を記載した書類

二　前条第二項に掲げる書類

［新設］

（経営力向上設備等の要件）

第八条　法第十三条第四項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

2　［略］

［新設］

［新設］